

別紙新旧対照表

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）一部改正新旧対照表

| 改 正 後   | 現 行   |
|---|---|
| <p>目 次<br/> <u>第4</u> 〔略〕<br/> <u>第5</u> 〔略〕<br/>           3 帳簿の備付け<br/> <u>（1）記載事項</u><br/> <u>（2）保存期間</u></p> <p>第2 飼料の製造等に関する規制<br/>           6 廃棄等の命令<br/>           （1）1から5までに述べた安全性の見地からの諸規制に違反した飼料又は飼料添加物が流通した場合には実害の発生のおそれが強いので、これを回避するため、製造業者等が基準又は規格に合わない飼料又は飼料添加物等を<u>販売した場合又は販売の用に供するために保管している場合</u>において、当該飼料の使用又は当該飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、農林水産大臣は製造業者等に対し、都道府県知事は販売業者に対し、当該飼料又は当該飼料添加物の廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされている（法第2条の7第1項）。</p> <p>〔以下 略〕</p> <p>第3 〔略〕<br/>           5 表示の基準</p> | <p>目 次<br/> <u>第6</u> 〔略〕<br/> <u>第7</u> 〔略〕<br/>           3 帳簿の備付け</p> <p>第2 飼料の製造等に関する規制<br/>           6 廃棄等の命令<br/>           （1）1から5までに述べた安全性の見地からの諸規制に違反した飼料又は飼料添加物が流通した場合には実害の発生のおそれが強いので、これを回避するため、製造業者等が基準又は規格に合わない飼料又は飼料添加物等を販売した場合において、当該飼料の使用又は当該飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、農林水産大臣は製造業者等に対し、都道府県知事は販売業者に対し、当該飼料又は当該飼料添加物の廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされている（法第2条の7第1項）。</p> <p>〔以下 略〕</p> <p>第3 〔略〕<br/>           5 表示の基準</p> |

(3) 指示、公表

ア [略]

イ また、この表示事項の表示等の指示に従わない製造業者、輸入業者又は販売業者があるときに行う公表（法第9条第2項）については、引き続き農林水産大臣が一元的に実施することから、当該指示を行った都道府県知事は、農林水産大臣が当該公表を行うかどうかを判断するに必要な、規則第42条第1項の規定に定める事項を農林水産大臣あてに報告することとされている（令第9条第2項）。

第4 [略]

第5 その他

2 製造業者等の届出

製造業者等の届出については、基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者及び販売業者は、その事業を開始する2週間前までに一定の事項を届け出なければならないとされている（法第18条第1項及び第2項）。

[以下 略]

3 帳簿の備付け

帳簿の備付けについては、飼料又は飼料添加物を製造し又は輸入し、若しくは譲り受け又は譲り渡したときに一定の事項を帳簿に記載し、これを一定期間保存することにより、飼料又は飼料添加物の流通段階のトレーサビリティを確保し、もって飼料又は飼料添加物を含む飼料の使用に起因すると考えられる事故等が発生したような場合の速やかな対応等に資するものである（法第19条）。

したがって、これらの帳簿は、飼料の流通過程が明らかとなるように記載し、事後の確認が可能となるよう保存しなければならない。

(1) 記載事項

ア 飼料又は飼料添加物を製造し又は輸入したときは、遅滞なく、その名称、数量、製造年月日又は輸入年月日を

(3) 指示、公表

ア [略]

イ また、この表示事項の表示等の指示に従わない製造業者、輸入業者又は販売業者があるときに行う公表（法第9条第2項）については、引き続き農林水産大臣が一元的に実施することから、当該指示を行った都道府県知事は、農林水産大臣が当該公表を行うかどうかを判断するに必要な、規則第40条第1項の規定に定める事項を農林水産大臣あてに報告することとされている（令第9条第2項）。

第6 [略]

第7 その他

2 製造業者等の届出

製造業者等の届出については、基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者及び販売業者は、その事業を開始した日から一月以内に一定の事項を届け出なければならないとされている（法第18条第1項及び第2項）。

[以下 略]

3 帳簿の備付け

飼料又は飼料添加物に起因すると考えられる事故が発生したような場合に速やかな対応措置を講じ得るよう、基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者のみならず販売業者も、一定の事項を記載した帳簿を二年間保存しなければならないとされている（法第19条）。

記載するとともに、製造業者にあつては、製造に用いた原料又は材料の名称及び数量、譲受けの年月日及び相手方の氏名又は名称（製造に用いた原料又は材料が譲り受けたものであるとき。）を記載し、輸入業者にあつては、輸入先国名及び輸入の相手方の氏名又は名称、輸入時の荷姿、製造国名及び製造業者の氏名又は名称並びに原料又は材料の名称（飼料又は飼料添加物が製造されたものであるとき。）に加え、農林水産大臣が指定する飼料又は飼料添加物にあつては原料又は材料の原産国名を記載しなければならないこととされている（法第19条第1項、規則第39条第1項）。

イ 飼料又は飼料添加物を譲り受け、又は譲り渡したときは、その都度、その名称、数量、年月日、相手方の氏名又は名称及び荷姿を記載しなければならないこととされている（法第19条第2項、規則第39条第2項）。

#### （2）保存期間

帳簿は、8年間保存しなければならないこととされている（法第19条第3項、規則第39条第3項）。

#### 4 報告の聴取及び立入検査等

（1）報告の徴取及び立入検査等の事務については、都道府県は当該管轄区域において情報を得やすいこと、また、現場に近く迅速な対応が可能であると考えられることから、当該事務を効率的に実施する観点から、都道府県が行う事務とされている（法第20条第1項から第3項まで、第21条第1項から第3項まで及び第25条、令第9条第3項）。このうち、販売業者及び飼料の使用者に関して行う報告の徴取及び立入検査等の事務については、販売業者及び飼料の使用者の段階において発生する被害の範囲が一の都道府県の区域内に限定され、他の都道府県の区域内に及ぶことが少ない等の理由により、都道府県が第一義的に責任を負うべき事務とされている。都道府県知事が製造業者又は輸入業者に対して行う報告の徴取及び立入検査

#### 4 報告の聴取及び立入検査等

（1）報告の徴取及び立入検査等の事務については、都道府県は当該管轄区域において情報を得やすいこと、また、現場に近く迅速な対応が可能であると考えられることから、当該事務を効率的に実施する観点から、都道府県が行う事務とされている（法第20条第1項及び第2項、第21条第1項及び第2項並びに第25条、令第9条第3項）。このうち、製造業者又は輸入業者に関して行う報告の徴取及び立入検査等の事務については、製造又は輸入段階における飼料又は飼料添加物に起因する事故が広域にわたり、公衆衛生上重大な影響を及ぼすおそれがあることから、法定受託事務とされている。販売業者に関して行う報告の徴取及び立入検査等の事務については、販売業者の段階において発生する被害の範囲が一の都道府県の区域内に

等の結果は、農林水産大臣の権限の行使の前提となるものであることから、報告の徴取及び立入検査等の事務を行った都道府県知事は、規則第42条第2項の規定に定める事項を農林水産大臣に報告することとされている（令第9条第6項）。また、都道府県が行う法第2章の規定の施行に係る製造業者又は輸入業者に対して行う報告の徴取及び立入検査等、収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要の公表（法第21条第7項、令第9条第4項）及び報告の徴取又は立入検査等の事務をした場合に行う農林水産大臣への報告（令第9条第6項）事務については、法定受託事務とされている（令第10条）。

#### 5 厚生労働大臣との関係

農林水産大臣は、飼料添加物の指定（法第2条第3項）、基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止（法第2条の2第1項）、有害な物質を含む飼料等の販売の禁止（法第2条の6）若しくは廃棄等の命令（法第2条の7）をしようとする場合に、厚生労働大臣に意見を求めることができることとされている（法第22条第1項）。一方、厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から意見を述べ、又は当該禁止若しくは当該命令をすべきことを要請することができることとされている（法第22条第2項）。

また、農林水産大臣及び厚生労働大臣は、以上の規定の円滑な実施を図るため、相互に情報又は資料を提供するものとされている（法第22条第3項）。

#### 7 輸出用飼料等の特例

〔略〕

令第6条の規定により、試験研究の用に供するための飼料又は飼料添加物（以下「試験研究用飼料等」という。）の製造、使用、輸入又は販売については、法第2条の3及び第2条の4第1項の規定は適用されないが、これらの試験研究用飼料等

限定され、他の都道府県の区域内に及ぶことが少ない等の理由により、都道府県が第一義的に責任を負うべき事務とされている。都道府県知事が行う報告の徴取及び立入検査等の結果は、農林水産大臣の権限の行使の前提となるものであることから、報告の徴取及び立入検査等の事務を行った都道府県知事は、規則第41条第2項の規定に定める事項を農林水産大臣に報告することとされている（令第9条第6項）。また、都道府県が行う立入検査等の際に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要の公表（法第21条第6項、令第9条第4項）及び報告の徴取又は立入検査等の事務をした場合に行う農林水産大臣への報告（令第9条第6項）事務については、法定受託事務とされている（令第10条）。

#### 5 厚生労働大臣との関係

厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、飼料添加物の指定（法第2条第3項）、基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止（法第2条の2第1項）、有害な物質を含む飼料等の販売の禁止（法第2条の6）若しくは廃棄等の命令（法第2条の7）に関し意見を述べ、又は当該禁止若しくは当該命令をすべきことを要請することができることとされている（法第22条）。

#### 7 輸出用飼料等の特例

〔略〕

令第6条の規定により、試験研究の用に供するための飼料又は飼料添加物（以下「試験研究用飼料等」という。）の製造、使用、輸入又は販売については、法第2条の3及び第2条の4第1項の規定は適用されないが、これらの試験研究用飼料等

は、試験研究機関において使用されることが原則であることから畜産農家等での野外試験に使用する場合には、必要最少限の範囲内で実施するものとし、不特定多数の者に販売又は授与しないこと。当該試験研究用飼料等の使用に係る畜産物の処理については十分配慮し、いやしくも有害な畜産物が流通することのないよう注意されたい。試験研究用飼料等を使用して野外試験を実施する者は、次の事項を帳簿に記載し、8年間保存すること。

は、試験研究機関において使用されることが原則であることから畜産農家等での野外試験に使用する場合には、必要最少限の範囲内で実施するものとし、不特定多数の者に販売又は授与しないこと。当該試験研究用飼料等の使用に係る畜産物の処理については十分配慮し、いやしくも有害な畜産物が流通することのないよう注意されたい。試験研究用飼料等を使用して野外試験を実施する者は、次の事項を帳簿に記載し、3年間保存すること。